

港湾における中古自動車等の放射線の状況等に関する説明会（横浜会場）  
議事要旨

1. 日時 令和6年12月2日（月） 11:00～12:00

2. 場所 よこはま新港合同庁舎3階 会議室A

3. 出席者

参加者：74名

国土交通省港湾経済課長 澤田 孝秋

経済産業省自動車課課長補佐 是安 俊宏

経済産業省原子力損害対応室長 乃田 昌幸

経済産業省原子力損害対応室室長補佐 伊藤 純一

東京電力ホールディングス株式会社福島本部環境再生室環境コミュニケーション総括グループ  
マネージャー 上野 敏弘

東京電力ホールディングス株式会社福島本部福島原子力補償相談室基準管理センター 所長  
宮尾 中

4. 概要

国土交通省及び経済産業省より挨拶後、経済産業省及び東京電力ホールディングス株式会社より配付資料に沿って説明。その後の質疑応答については、以下のとおり。

○参加者

我々にとってはこの放射線検査の案件は非常に重要なものと考えている。沖縄県は離島県であり、中古車の8割から9割は国内の沖縄以外から運んできている状況。その台数は船会社の協力を得て調べたところ、月間で約3,958台となり、年間にすると約47,500台となる。さらには、12年間の累計で約57万台となり、1台あたり700円の検査料が徴収されているため、累計で約4億近くの負担が業者にかかっている。

現状について、組合員約360社から非常に不満が出ている。事故直後ならまだしも、事故から13年も経過し、現状、ALPS処理水も海洋放出している中で、説明があったとおり、人体への影響も少ないにもかかわらず、放射線検査の先が見えないことに対して、非常に不満がある。国や東京電力の考え方を教えてほしい。

⇒経済産業省

放射線検査は事故後、港湾において輸出中古自動車から高線量の放射線が測定されることなどを受けた対策の一環として開始されたものと承知。現時点における放射線検査の実施の必要性については、風評の払拭に向けて、放射線の状況等の変化、港湾における放射線検査に関連した確定判決の内容等を踏まえ、科学的・合理的な見地から検討する必要があると考えている。

○参加者

まだ放射線検査は必要との考えか。

⇒経済産業省

放射線検査の実施の必要性については、風評払拭に向けて、放射線の状況等の変化、港湾における放射線検査に関連した確定判決の内容等を踏まえ、科学的・合理的な見地から検討する必要があると考えている。

○参加者

今後、例えば、販売事業者と港湾関係者の間に立って調整するような場を設ける考えはあるか。

⇒経済産業省

今回は、風評払拭に向けた取組として、関係者に情報提供を行う説明会を実施することとしたもの。情報提供や後ほど公表する配付資料、議事要旨を通じて、関係者の共通認識ができればと考えている。

○参加者

放射線検査費用について、輸出中古自動車等に対しては東京電力から賠償されているが、国内輸送分はなぜ賠償されないのか。

⇒経済産業省

輸出中古車自動車等に対する放射線検査の費用については、事故直後、多くの輸出先国から放射線検査の要求があったこと等を踏まえ、賠償の対象としたものであり、そもそも内航船で輸送するものを対象としていない。また、確定判決においても、内航船で輸送する中古自動車等の放射線検査費用が賠償の対象とならないとなったと承知。経済産業省としては、引き続き賠償が公正かつ適切に実施されるよう、東京電力を指導したい。

○参加者

この機会になんとか解決するように向けてご尽力いただきたいので、よろしく願いしたい。

⇒経済産業省

受け止めたい。今回の説明会が一つのきっかけとなり、関係者の共通認識の構築に役立つものとなればと考えている。

○参加者

このような説明会を開いてもらったことは大変感謝。しかし、現在も本件の放射線検査は続いている。まず、本件の放射線検査の目的は何かを聞きたい。

⇒国土交通省

この放射線検査の目的は、港湾労働者の健康被害を心配する声がある中で港運における労使間の暫定確認書に基づいて開始されたものと理解。

○参加者

公表されている国土交通省の輸出コンテナの放射線検査測定ガイドラインがあり、そのよくある質問と回答の間 13 において、放射線検査の費用は誰が負担するのかという問があり、放射線検

査を必要とする者が負担とするとの記載があった。実態がそのガイドラインと大きく異なっていることは、何か理由があるのか。

⇒国土交通省

この放射線検査を開始した労使間の暫定確認書の中において、荷主の責任においてすべての中古自動車等の放射線検査を行うと記載されているため、これに基づくものと考えている。

○参加者

国土交通省には大臣宛てに放射線検査の廃止要求がなされていると思うが、今回の説明会について、各省の大臣の了解の下で行っているのか。

⇒経済産業省

この説明会は、令和6年3月に閣議決定された東日本大震災からの復興の基本方針に沿った取組と認識。このため、閣議決定に沿った取組であるのご理解いただきたい。

○参加者

内閣の方針ということでよいか。

⇒経済産業省

東日本大震災からの復興の基本方針において、改めて定められた内容について紹介させていただく。

風評払拭に向けて、政府一体となって情報発信等に取り組むこと、発災から13年が経ち、様々な知見やデータが蓄積されたことを踏まえ、科学的・合理的な見地から検証すること、検証結果等について、分かりやすい形で情報発信・リスクコミュニケーションを進めることといった旨の内容であり、これらに沿って取り組んでいるとの認識。

○参加者

科学的・合理的に考えた上で、放射線検査が必要ないとしか受け取れないが、そういう理解でよいか。他に科学的・合理的に検査を必要とする理由はあるのか。

⇒経済産業省

現時点における放射線検査の実施の必要性については、風評払拭に向けて、放射線の状況等の変化、港湾における放射線検査に関連した確定判決の内容等を踏まえ、科学的・合理的な見地から検討する必要があると考えているため、その科学的・合理的にどう考えるかに関して、今回、風評払拭、リスクコミュニケーションの観点から、皆様に情報提供したものを。

○参加者

法的に今後どのように解決に導くのか。

⇒経済産業省

本件の放射線検査については、港湾運送事業法に基づいたものではないと承知している。風評払拭、リスクコミュニケーションという観点は、政府の閣議決定に沿った取組であり、それに沿った行動を今行っているということ。

○参加者

港湾運送事業法に基づいた様々な展開があり得るのか。

⇒国土交通省

本件の放射線検査については、港湾運送事業法に基づく取組として実施されているものではない。このため、港湾運送事業法に基づいて何かできるというものではないと考えている。

○参加者

港湾運送事業法は港湾の管理を基にした国民の広い福祉のための法律であることを踏まえ、多くの不満が出ている中で、是正すべきことに対し、これまで政府として法律を根拠として多数対応してきたはずである。港湾運送事業法に定めがないことをもって、できないというものではないと思っている。

⇒国土交通省

港湾運送事業法は、個々の規定に基づき対応を行ってきた。今の発言のあったような対応については、難しいと考えている。

○参加者

港湾運送事業法に基づき許認可されている団体が今回の検査を実施している。この検査団体に2019年以降のデータを任意で出してもらってはどうか。

⇒国土交通省

本件の放射線検査が港湾運送事業法に基づくものではないため、報告徴収の対象外であり、できないと考えているが、ご意見として受け止めさせていただく。

○参加者

配付資料や議事録の公表はよいこと。その際、経済産業省と国土交通省の記者クラブでも会見すべき。

⇒経済産業省

ご意見として受け止めたい。その上で、配付資料及び議事要旨について公表することで、風評払拭、リスクコミュニケーションとして進めていきたいと考えている。